

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：教育指導費

事業名 スクールカウンセラー等設置費・事業推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

学校安全課 教育相談係 電話番号：058-271-3328(直通)

E-mail : c17770@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 290,663 千円 (前年度予算額： 291,389 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	291,389	97,129	0	0	0	0	0	0
要求額	290,663	96,886	0	0	0	0	0	193,777
決定額								

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加とともに、各学校での児童生徒や保護者からの相談ニーズが増加している。児童生徒や保護者の様々な悩みに対応するため、学校の教育相談体制の充実が必要である。

- スクールカウンセラー(以下、SC)等が相談に当たる内容は、不登校に関することや発達障がい、リストカット等の自傷や心身に関すること等多様な相談に専門的に対応する必要がある。

(2) 事業内容

- 県内すべての中学校区校区、公立高等学校、公立特別支援学校、総合教育センターにSC等を配置し、効果的で即時に対応できる「チーム学校」としての教育相談体制の確立を図る。

- 全小学校への特別配置を行い、小学校の暴力行為の発生、不登校等の未然防止の観点から、児童生徒が抱える問題にきめ細かく対応する。

- 各教育事務所にスーパーバイザーを配置し、SCの質の保証及び向上を図る。

(3) 県負担・補助率の考え方

県2／3負担（国1／3補助『いじめ対策等総合推進事業』）
県内全域への事業であるため、県負担が妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報酬	266,589	スクールカウンセラー等 報酬
期末・勤勉手当	2,497	
共済費	1,147	
旅費	20,404	旅費（費用弁償）、S C等連絡協議会旅費
報償費	26	S C等連絡協議会講師
合計	290,663	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第4次岐阜県教育振興基本計画
施策I 「豊かな人間性」の育成
3 いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底
- 施策IV 「学びの多様なニーズに応える環境」の充実
2 3 誰一人取り残さない学びの機会の整備

(2) 国・他県の状況

- ・文部科学省「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業（補助率1／3）」

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

前年度に引き続き、県内の中学校区・義務教育学校、高等学校、特別支援学校にスクールカウンセラー等を配置し、児童生徒が安心して登校できる学校の相談体制づくりを行います。また、登校することが難しい児童生徒も、スクールカウンセラー等に安心して相談できる教育相談体制づくりを行います。

(目標の達成度を示す指標と実績)

*H30実績については、前年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果
R6実績については、「岐阜県いじめ実態調査」の結果

指標名	H30年度実績	R6年度実績	R7年度目標	R8年度目標	終期目標(R10)	達成率
①児童生徒のうち、学校内外の機関等で、誰かに相談した児童生徒の割合【小学校】	86.4%	99.8%	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%
②児童生徒のうち、学校内外の機関等で、誰かに相談した児童生徒の割合【中学校】	75.2%	99.7%	100.0%	100.0%	100.0%	99.7%
③児童生徒のうち、学校内外の機関等で、誰かに相談した児童生徒の割合【高等学校】	57.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

○指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	県内の中学校区・義務教育学校、高等学校、特別支援学校にスクールカウンセラー等を配置しました。スクールカウンセラーは、学校の教育相談体制の充実、教師の教育相談に関する資質向上のための指導助言、児童生徒・保護者へのカウンセリング等を行っています。また、スクール相談員は、家庭訪問や相談室での学習支援等、学校復帰への支援等を行っています。 県内における不登校の児童生徒数は増加しています。スクールカウンセラーによるカウンセリングが児童生徒の心の拠り所となり、登校に向かうきっかけとなったケースや不登校の児童生徒をもつ保護者の心の安定につながったケースが多数報告されています。
令和5年度	県内の中学校区・義務教育学校、高等学校、特別支援学校にスクールカウンセラー等を配置しました。スクールカウンセラーは、学校の教育相談体制の充実、教師の教育相談に関する資質向上のための指導助言、児童生徒・保護者へのカウンセリング等を行っています。また、スクール相談員は、家庭訪問や相談室での学習支援等、学校復帰への支援等を行っています。 県内における不登校の児童生徒数は増加しており、スクールカウンセラーが継続的に支援を行った児童生徒のうち、不登校が理由のものは他の理由のものよりも多くなっています。この継続的な支援をおこなった児童生徒のおよそ3人に1人が不登校の状況が好転しました。残りの児童生徒については引き続き支援をしています。

令和6年度	<p>県内の中学校区・義務教育学校、高等学校、特別支援学校にスクールカウンセラー等を配置しました。スクールカウンセラーは、学校の教育相談体制の充実、教師の教育相談に関する資質向上のための指導助言、児童生徒・保護者へのカウンセリング等を行っています。また、スクール相談員は、家庭訪問や相談室での学習支援等、学校復帰への支援等を行っています。</p> <p>県内における不登校の児童生徒数は増加しており、スクールカウンセラーが継続的に支援を行った児童生徒のうち、心身の健康・保健が最も多く、続いて不登校が理由が多くなっています。この継続的な支援をおこなった児童生徒の39.9%の児童生徒の状況が解決または好転しました。残りの児童生徒については引き続き支援を行っています。</p>
-------	---

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 3	全ての中学校区において、心理に関して高度な専門的知識を有するスクールカウンセラーの見立てによって、学校の教育相談体制の充実を図っています。小学校からも、スクールカウンセラーの派遣依頼が多くあり、学校からの必要性は高い傾向にあります。
-----------	--

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3：期待以上の成果あり
2：期待どおりの成果あり
1：期待どおりの成果が得られていない
0：ほとんど成果が得られていない

(評価) 2	学校は、不登校児童生徒が登校できるように様々な支援を行っています。その中でも、スクールカウンセラーやスクール相談員等が専門的に相談に当たつたことは、特に効果がありました。
-----------	---

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

(評価) 2	小中学校については中学校区に配置し各校区内の連携を図り、県立学校については、各学校に配置するなど効率化を図っています。
-----------	---

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

不登校やいじめの早期対応及び未然防止の観点からも、県内全て学校においてスクールカウンセラー等のケース会議への参加や教員へのコンサルテーション等、効果的な活用をする必要があります。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

スクールカウンセラー等の小学校での活用拡大を進めることができるように、より効果的な配置方法を検討していきます。